

見積書を取得する際に特にご注意ください

見積依頼について

契約(発注)先1者あたりの見積額の合計が50万円(税抜)以上の経費については、同一条件による相見積もりの取得が必要です。

⚠️ 見積もり依頼は必ず2者以上に行うこと

随意契約とする場合も、必ず見積もり依頼を2者以上に行っていることが必要です。
見積もり依頼を2者以上に行わずに随意契約とすることは認められません。
交付申請時には2者の見積依頼書の提出が求められます。



※見積書が取得できなかった根拠となる書類の提出を求められることがあります。

選定理由書について

⚠️ 合理的な理由があること

最低価格を提示した事業者を選定しない理由や随意契約とする理由がある場合には、選定理由書を提出することが可能ですが、合理的な理由がある場合に限ります。
理由の合理性については事務局にて判断いたします。

合理的な理由とは、
知的財産権や独占販売権などにより販売元が限られているようなことが客観的に分かる理由を指します。